控除実施 超過額	を	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 （別表六（三十六）「７」の合計） 供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 （別表六（三十六）「９」の供用年度分）	に改め、同表の記載要領第11号(2)中「「税額控除限度額相当額 ⑽×5又は7/100 ⑾」」を「「税額控除限度額相当額 ⑽×7/100 ⑾」」に改め、同表を別表六（三十五）とする。

別表六（三十）の表中「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を「特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に、「福島県知事の認定又は確認を受けた日」を「福島県知事の認定、指定又は確認を受けた日」に、「税額控除限度額 $\left((3)-(4)\right)\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{7}{100}$ 又は $\left((7)\times\frac{20}{100}\right)$」を「税額控除限度額 $\left((3)-(4)\right)\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{7}{100}$ 又は $\left((7)\times\frac{10、15又は20}{100}\right)$」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「７の㉗」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「７の㉛」）」に改め、同表の記載要領第１号中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に、「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同項11号中「震災特例法第17条の３第１項に規定する」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号において「令和３年改正法」という。）附則第98条第２項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の」に、「認定地方公共団体」を「旧認定地方公共団体」に、「に規定する認定を」を「の旧認定を」に、「に規定する復興推進計画」を「の旧復興推進計画」に、「復興産業集積区域（同項」を「旧復興産業集積区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第２条第３項第２号イ（定義）」に、「同項に規定する産業集積事業所」を「令和３年改正法附則第98条第２項に規定する旧産業集積事業所」に、「被災雇用者等」を「旧被災雇用者等」に改め、同項11号を次のように改める。

3　「税額控除限度額 $\left((3)-(4)\right)\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{7}{100}$ 又は $\left((7)\times\frac{10、15又は20}{100}\right)$ ⑻」の欄は、震災特例法第17条の３第１項の規定の適用を受ける場合には「又は $\left((7)\times\frac{10、15又は20}{100}\right)$」を消し、震災特例法第17条の３の２第１項（同項の表の第１号に係る部分に限る。）又は震災特例法第17条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)\right)\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{7}{100}$ 又は」及び「10、15又は」を消し、震災特例法第17条の３の２第１項（同表の第２号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)\right)\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{7}{100}$ 又は」及び「、15又は20」を消し、同項（同表の第３号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)\right)\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{7}{100}$ 又は」、「10、」及び「又は20」を消すこと。